

9月は自賠責制度 広報・啓発期間です!

～ 交通事故からあなたの未来を守る ～



電動キックボード

モペット

バイク

クルマ

Q. 自賠責が必須なのはどれ?

A. 全て モペットも自賠責保険・共済の加入が必須です。
未加入・未更新で乗ると、懲役または罰金の対象になります。

●フル電動自転車、電動バイク、ペダル付き原動機付自転車とも呼ばれる「モペット」は、原付やバイクに該当します。
●自動車やバイク・原付はもちろん、モペットや電動キックボードにも自賠責の加入義務があります。自賠責ステッカーで有効期限の確認を。
自賠責への加入方法など、詳しくはこちら! [Q | 自賠責保険・共済ポータル](https://www.jibai.jp)

一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会 JA共済 CCM共済 金自共 日本損害保険代理店協会 国土交通省

国土交通省及び沖縄総合事務局運輸部では、令和6年9月1日から9月30日までの1ヶ月間を「自賠責制度広報・啓発期間」と位置付け、自賠責(※)制度の重要性や役割、無保険・無共済車運行の違法性等について広報・啓発活動を実施し、自賠責への加入促進を図っています。

また、年間を通して監視活動を行い、警察と連携した街頭取締り活動も行っています。

小さくて小回りの利くバイクは手軽な移動手段としてよく利用され、軽二輪(排気量126～250cc以下のバイク)・原動機付自転車(人車)が人気です。しかし、軽二輪・原動機付自転車等

は車検制度がないことから、自賠責の有効期限切れに気づかず使用されることが見受けられます。

令和5年度は、沖縄県内で42,311台中、1,799台に自賠責の有効期限切れの疑いがあるとして、「通知書」を交付しました。

自賠責制度について、従前より広報・啓発に努めているものの、依然として無保険・無共済車による事故が後を絶たないことから、より積極的に広報することとしております。

※自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済

お問合せ先
運輸部 陸上交通課
098-866-1836

○「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。

「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となってしまった場合に備えるための保険です。
「自賠責」加入は強制です。でも、簡単に加入できます。
250CC以下のバイクは、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入ができます。

もし、「自賠責」に加入せずに運行した場合には・・・
1年以下の懲役または50万円以下の罰金、および違反点数6点となり、免許停止の処分の対象となります。

詳しくは・・・
<https://www.jibai.jp>

自賠責ポータルサイト 検索



無保険(共済)車・無車検車を見かけたら・・・

無保険車通報窓口 検索



http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html